

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	一
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の名称の変更	(同)	一
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	(同)	一
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	二
○令和元年度個人情報保護条例の運用状況	(県政情報・文書課)	二
○令和元年度情報公開条例の施行状況	(同)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	五
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退	(同)	五
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	五

告 示

○宮城県告示第百八号
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、令和三年一月二十一日次の者を指定した。
令和三年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
矢島 剛洋	呼吸器内科	公益財団法人宮城厚生協会 坂総合病院	塩竈市錦町十六番五号
小林 誠	呼吸器内科	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号
矢吹 皓	呼吸器外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
大石 哲也	耳鼻咽喉科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
佐々木 潔子	内科	医療法人社団ヴェリタス 巨理往診クリニック	巨理郡巨理町逢隈中泉字本木四番一号

○宮城県告示第百九号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の名称に、次のとおり変更があった。
令和三年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	所属医療機関の名称		所属医療機関の所在地
	新	旧	
劉 孟林	医療法人 やもと眼科	やもと眼科	東松島市矢本字大溜三百四十三番地

○宮城県告示第百十号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。
令和三年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
橋本 研	耳鼻咽喉科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
宮下 武彦	循環器科	公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六番地
小池加保児	内科	公立黒川病院	黒川郡大和町吉岡字西松木六十番地

○宮城県告示第百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年二月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
本吉郡南三陸町戸倉字藤浜一三七番二地先から 同郡同町戸倉字藤浜一三七番一地先まで	二五・八 四一・七	二七・四 四一・七		四五・〇 四五・〇

○宮城県告示第百一十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年二月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 河南米山線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
登米市米山町字桜岡新土手下一番四地先から 同市米山町字桜岡鈴根三五番一地先まで	九・三 二四・〇	一一・六 二五・一		七二・〇 七二・〇

公 告

○個人情報保護条例（平成八年宮城県条例第二十七号。以下「条例」という。）第六十二条の規定により、令和元年度における条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和三年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 個人情報取扱事務の登録件数 1,386件
- 2 開示請求の件数及びその決定内容

(1) 件数及び決定内容

受付件数	決 定 内 容					
	開 示	部 分 開 示	非 開 示	存 在 拒 否	文 書 不 存 在	その他
313	73	197	0	0	26	17
						0

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

(2) 実施機関別内訳

区 分	件 数	決 定 内 容					
		開 示	部 分 開 示	非 開 示	存 在 拒 否	文 書 不 存 在	その他
実施機関名							
知 事	42	15	12	0	0	14	1
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	42	20	12	0	0	5	5
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
人 事 委 員 会	2	2	0	0	0	0	0
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会	2	1	1	0	0	0	0

警 察 本 部 長	196	6	172	0	0	7	11
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
地 方 独 立 行 政 法 院 人 権 人 権	0	0	0	0	0	0	0
地 方 独 立 行 政 法 院 人 権	0	0	0	0	0	0	0
地 方 独 立 行 政 法 院 人 権	0	0	0	0	0	0	0
公 立 大 学 法 人 宮 城 大 学	29	29	0	0	0	0	0
合 計	313	73	197	0	0	26	17

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

3 開示請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況

(1) 件数及び処理状況

前年度からの継続分	今年度の不服申立て	計	処 理 状 況				取下げ	審理中
			却下	棄却	一部認容	認容		
1	2	3	0	1	0	0	0	2

(2) 概要

イ 宮城県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問されたもの

不服申立て年月日	件 名	処 理 状 況
平成31年2月25日	通知書関係文書に記載された個人情報の不存在決定に対する審査請求	棄 却

令和元年11月6日	部活内調査関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
令和2年2月2日	措置入院関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する審査請求	審 理 中

ロ 審査会に諮問されなかったもの（取り下げられたものを除く。） 0件

- 4 口頭による開示請求の件数 41513件
- 5 訂正請求の件数及びその決定内容 0件
- 6 訂正請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況 0件
- 7 利用停止請求の件数及びその決定内容 0件
- 8 利用停止請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況 0件
- 9 実施機関が取り扱う個人情報に関する苦情の申出の件数及びその処理状況 1件
- 10 事業者が取り扱う個人情報に関する苦情の相談の件数及びその処理状況 0件

○情報公開条例（平成十一年宮城県条例第十号。以下「条例」とする。）第三十七条の規定により、令和元年度における条例の施行の状況を次のとおり公表する。

令和三年一月二十四日

宮城県知事 松 井 豪 崇

1 行政文書の開示請求及び開示決定等

(1) 件数及び決定内容

受付件数	決 定 内 容				その他	処理中	
	開示	部分開示	存否応答拒否	文書存在			
1,104	626	247	0	13	35	183	0

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

(2) 実施機関別内訳

区 分	件 数	決 定 内 容				その他
		開示	部分開示	存否応答拒否	文書存在	
実施機関名						

知事	960	587	182	0	9	20	162
公営企業管理者	27	5	14	0	0	1	7
教育委員会	44	15	19	0	2	1	7
選挙管理委員会	21	8	7	0	0	5	1
人事委員会	1	0	0	0	0	1	0
監査委員	1	0	0	0	0	1	0
公安委員会	1	0	1	0	0	0	0
警察本部長	33	3	18	0	2	4	6
労働委員会	1	0	1	0	0	0	0
収用委員会	2	0	1	0	0	1	0
海区漁業調整委員会	1	0	0	0	0	1	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政機関人	1	1	0	0	0	0	0
地方独立行政機関人	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人宮城大学	0	0	0	0	0	0	0
宮城県住宅供給公社	3	2	1	0	0	0	0
宮城県道路公社	4	1	3	0	0	0	0
宮城県土地開発公社	4	4	0	0	0	0	0
合計	1,104	626	247	0	13	35	183

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

2 不服申立て

(1) 件数及び処理状況

前年度からの継続分	今年度の不服申立て	計	処 理 状 況			取下げ	審理中
			決 定 (裁 決)	却 下	棄 却		
14	8	22	6	3	7	0	6

(2) 概要

1 宮城県情報公開審査会 (以下「審査会」という。)に諮問されたもの

不服申立て年月日	件 名	処 理 状 況
平成29年7月28日	調査業務業者選定関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	一部認容
平成29年12月5日	体罰事故報告書関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	一部認容
平成30年3月1日	優生手術関係文書に係る行政文書非開示決定に対する審査請求	一部認容
平成30年4月18日	組合資格審査関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	一部認容
平成30年6月11日	入札参加資格関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	一部認容
平成30年6月19日	建設業許可申請関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	一部認容
平成30年6月19日	建設業許可申請関係文書に係る行政文書開示決定に対する審査請求	棄 却
平成31年1月30日	移転補償費関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	棄 却
平成31年2月20日	建築士法相談記録関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	一部認容
平成31年2月25日	通知書関係文書に係る行政文書不存在決定に対する審査請求	審 理 中
平成31年2月25日	生活保護訴訟関係文書に係る行政文書不存在決定に対する審査請求	棄 却

平成31年2月25日	遺族要望書関係文書に係る開示請求却下処分に対する審査請求	却
平成31年2月25日	優生手術関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	中
令和元年7月26日	調査業務者選定関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	中
令和元年7月26日	公共施設等運営権設定支援業務者選定関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	中
令和2年1月31日	長期特別研修関係文書に係る存否応答拒否決定に対する審査請求	中
令和2年3月3日	DV関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	中

ロ 審査会に諮問されなかったもの（取り下げられたものを除く。） 5件

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和三年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
りんくう透析クリニック	名取市本郷字焼野百三十六	令和三年二月一日
なかざと薬局	石巻市中里二丁目十二一	令和三年一月一日
やまもと薬局	巨理郡山元町高瀬字合戦原七十二一三三五	令和三年二月一日
医療法人社団健育会 まわり訪問看護ステーション	石巻市大街道西三丁目一―二十八	令和三年二月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和三年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する 医療の種類	所 在 地	辞 退 年 月 日
有限会社中里薬局調剤センター	調剤	石巻市中里二丁目十二一	令和二年十二月三十一日
有限会社庄司薬局	調剤	東松島市矢本字河戸十三	令和二年十二月三十日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称 黒川郡大和町吉岡字石神沢二十七番二、二十九番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東京都西東京市北原町三丁目二番二十二号
株式会社アーネストワン